

「川崎市契約規則の一部改正について」に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、事業者を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、入札契約制度の見直しに取り組んでおります。

この度、少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えないときに締結可能な随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、国において少額随意契約の基準額を引き上げる改正が4月1日に行われました。これを踏まえ、本市においても、川崎市契約規則を改正し、随意契約を可能とする基準額を引き上げるため、市民の皆様から広く御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

- | | |
|------------|--|
| （1）意見の募集期間 | 令和7年4月17日（木）から5月16日（金）まで |
| （2）意見の提出方法 | 意見提出フォーム、郵送、FAX、持参 |
| （3）募集の周知方法 | 市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、財政局資産管理部契約課にて資料閲覧 |

3 結果の概要

御意見はございませんでした。